

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 119 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地方公所長共通委任事項）</p> <p>第 3 条 地方公所の所掌に係る事務に関し当該地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p>（10） 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、<u>設計額 5 億円未満の建設工事を執行すること。</u></p> <p>（11） [略]</p> <p>（12） 令達された歳出予算の範囲内で、<u>第10号に規定するもの以外の支出負担行為（物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）</u>をすること。</p> <p>（13）～（18） [略]</p> <p>（副局長等専決事項）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 広域振興局の部長、特命参事、室長、局付及び地域支援課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。</p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、総合支局長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） 総合支局の部長及び室長（花巻総合支局農林部の農村整備室長を除く。以下この条において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>（地方公所長共通委任事項）</p> <p>第 3 条 地方公所の所掌に係る事務に関し当該地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p>（10） 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、建設工事を執行すること。</p> <p>（11） [略]</p> <p>（12） 令達された歳出予算の範囲内で、<u>支出負担行為（設計額 5 億円以上の建設工事に係るもの、物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）</u>をすること。</p> <p>（13）～（18） [略]</p> <p>（副局長等専決事項）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 広域振興局の部長、特命参事、室長（<u>農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。</u>）、局付及び地域支援課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。</p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、総合支局長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） 総合支局の部長及び室長（花巻総合支局農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第 1 項、第 2 項及び前項に定めるもののほか、副局長は、<u>広域振興局地域支援課に係る次条に定める事項を専決することができる。</u></p>

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)に関する事					[略]
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)に関する事(他部等の主管に属するものを除く。)					[略]
[略]					
8 [略]					[略]

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事					[略]
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)及び随意契約に係る見積書の徴収に関する事					[略]
[略]					
8 [略]					[略]
9 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関する事			○	○	

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
[略]				
12 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の22の2第1項第9号に規定する証明書の交付に関すること。	○		○	
13 [略]	[略]			
14 [略]	[略]			

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
[略]				
12 [略]	[略]			
13 [略]	[略]			

3 [略]

4 広域振興局の地域支援課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

3 [略]

4 広域振興局の地域支援課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1の10の項を次のように改める。

10 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円以上5億円未満の建設工事を執行すること（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	○	○	○			○												
10の2 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の建設工事を執行すること（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	○	○		○	○		○	○	○	○	○							

別表第2の35の項を次のように改める。

35 予算の執行に関する事務	<p>令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 設計額5億円以上の建設工事に係るもの</p> <p>(2) 建設工事の請負変更契約及び建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期又は委託期間の変更に係るもの</p> <p>(3) 物品の購入に係るもの</p> <p>(4) 複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約</p>	○	○	○										
	<p>1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）を含み、次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 建設工事の請負変更契約及び建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期又は委託期間の変更に係るもの</p> <p>(2) 物品の購入に係るもの</p> <p>(3) 複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約</p>	○	○		○									○
	<p>令達された歳出予算の範囲内での支出命令</p>	○	○		○									

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。